

学生の事故発生時の対策要領

制 定 平成10年3月11日
学部長懇談会
最新改正 2019年5月22日
大学評議会

(安全確保義務)

第1条 成蹊大学教職員は、成蹊大学(以下「本学」という。)の教育研究活動中における学生の生命、身体等を害する事故の発生を防止し、学生の生命、身体等の安全確保に努めなければならない。

(定義)

第2条 この要領において「教育研究活動中」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 正課の授業(学外における正課の授業を含む。)を受けている間
- (2) 本学の行事(学外における本学の行事を含む。)に参加している間
- (3) 協定留学(短期留学を含む。)の間
- (4) 課外活動(本学に届け出た学外の課外活動を含む。)を行っている間
- (5) その他本学施設内にいる間

(事故の連絡)

第3条 学生に事故が発生したときは、教育研究活動中における責任者又は現場に居合わせた者は、速やかに適切な応急処置を施すとともに、学生部長又は学生部の事務を担当する事務長又は課長(以下「担当課長」という。)に連絡し、その指示に従わなければならない。

- 2 救急の場合は、学生部長又は担当課長に連絡する前に、本学健康支援センター、指定の救急連絡先又は119番に連絡するものとする。
- 3 事故現場に居合わせないで最初に情報を入手した者は、速やかに第1項の連絡を行うものとする。
- 4 事故の連絡を受けた学生部長又は担当課長は、次条に規定する対策責任者になるべき者に、速やかに事故発生の実情を連絡しなければならない。

(対策責任者)

第4条 学生に事故が発生したときは、対策責任者を置く。

2 対策責任者は、事故発生時の当該学生の活動状況に基づき、次の者をもって充てる。

- (1) 第2条第1号、第2号(国際教育センターが主催する行事を除く。)及び第5号における事故
当該学生が所属する学部の学部長又は研究科の研究科長
- (2) 第2条第2号(国際教育センターが主催する行事に限る。)及び第3号における事故
国際教育センター所長
- (3) 第2条第4号における事故 学生部長

3 前項第1号の事故において、当該学生が複数の学部又は研究科にわたるときは、当該学生の所属する学部の学部長又は研究科の研究科長の協議により対策責任者を決定する。

(対策責任者の任務)

第5条 対策責任者は、次の任務を行う。

- (1) 応急処置の指示
- (2) 情報の収集及び状況の把握
- (3) 学長及び学内関係部署、官公署及び関係機関、保護者等への連絡及び報告
- (4) 対策の立案及び実施
- (5) 情報の対外発表
- (6) その他必要な事項

(対策本部の設置)

第6条 対策責任者は、事故の重大性により十分な対策をとることが困難と判断したときは、学長に事故対策本部(以下「対策本部」という。)の設置を要請することができる。

2 学長は、前項の場合を含め、その設置の必要を認めるときは、対策本部を設置する。

(対策本部)

第7条 対策本部は、次の者をもって構成する。

- (1) 本部長 学長又は学長が委嘱した者 1名
 - (2) 副本部長 本部長が委嘱した者 1名
 - (3) 対策委員 本部長が委嘱した者 若干名
- 2 本部長は、対策本部を統括し、事故対策に係る全指揮をとる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、これを代行する。
- 4 対策委員は、本部長の指示に基づき、対策本部の任務を遂行する。
- 5 対策本部は、本部長が指定した場所に設置する。
(対策本部の任務)

第8条 対策本部は、次の任務を行う。

- (1) 情報の収集及び状況の把握
- (2) 学内関係機関・部署、官公署及び関係機関、保護者等への連絡及び報告
- (3) 対策の立案及び実施
- (4) 情報の对外発表
- (5) その他必要な事項
(現地本部の設置)

第9条 本部長は、現地において十分な対策をとることが必要と認めるときは、学長に現地本部の設置を要請することができる。

- 2 学長は、前項の場合を含め、その設置の必要を認めるときは、現地本部を設置する。
(現地本部)

第10条 現地本部に、現地本部長及び現地対策委員を置く。

- 2 現地本部長及び現地対策委員は、本部長が委嘱する。
- 3 現地本部長は、対策本部と密接に連絡をとり、その指示を受けるとともに、現地本部を統括する。
- 4 現地対策委員は、現地本部長の指示に基づき、現地本部の任務を遂行する。
(現地本部の任務)

第11条 現地本部は、次の任務を行う。

- (1) 救急依頼及び救急活動
- (2) 現地の官公署、関係機関等との連絡、折衝等
- (3) 事故状況等の調査及び記録
- (4) 活動記録の作成
- (5) 経費支払等の事後処理
- (6) その他必要な事項
(対策費用)

第12条 事故対策等に要した費用は、原則として当該事故の当事者及びその保証人又は事故について責任のある者が負担するものとする。ただし、学長が必要と認めるときは、教職員の派遣及び連絡に係る費用について、その一部又は全部を本学で負担することがある。

(保険)

第13条 本学は、教育研究活動の目的に応じ、必要な保険に加入するとともに、学生及び学生団体に対し、適切な保険に加入するよう指導するものとする。

(事故報告書)

第14条 対策責任者又は対策本部長は、事故の原因、経過、結果、再発防止策等を検討の上、事故報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

(準用)

第15条 この要領は、学生の私的活動による事故で、大学の関与が必要な場合について準用する。

(細則)

第16条 この要領の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(要領の改廃)

第17条 この要領の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則 (略)